

平成29年7月31日

洞爺湖町議会平成29年7月会議
議 案

附 議 議 案

議 案 番 号 件 名

議案第 1 2 号 洞爺湖町営バス運行条例の一部改正について

議案第 1 3 号 平成 2 9 年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第 2 号）

議案第12号

洞爺湖町営バス運行条例の一部改正について

洞爺湖町営バス運行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年7月31日提出

洞爺湖町長 真屋敏春

洞爺湖町営バス運行条例の一部を改正する条例

洞爺湖町営バス運行条例（平成26年洞爺湖町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第9条を削り、第10条を第9条とし、第11条から第13条までを1条ずつ繰り上げる。

第14条第2項中「第11条」を「第10条」に改め、同条を第13条とし、第15条を第14条とし、第16条を第15条とする。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第7条関係）

利用者の区分	乗車1回あたりの運賃
1 一般（中学生以上。ただし、第3項から第5項までに規定する者を除く。）	160円
2 小学生	80円
3 洞爺湖町高齢者入浴助成事業に関する条例施行規則（平成18年洞爺湖町規則第63号）第4条第1項の規定により発行する洞爺湖町高齢者福祉証を提示する者	100円
4 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている者及びその者の介護人	80円

5 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発 児第156号厚生事務次官通知）の規定により、療育 手帳の交付を受けている者及びその者の介護人	80円
--	-----

附 則

この条例は、平成29年10月1日から施行する。

議案第13号

平成29年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第2号）

平成29年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

平成29年7月31日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

第1表 歳出予算補正

1 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 民 生 費		1,490,924	1,077	1,492,001
	1. 社 会 福 祉 費	951,760	1,077	952,837
6. 農 林 水 産 業 費		632,747	130	632,877
	1. 農 業 費	583,556	130	583,686
13. 予 備 費		56,696	△ 1,207	55,489
	1. 予 備 費	56,696	△ 1,207	55,489
歳 出 合 計		7,016,787	0	7,016,787